

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八十六号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月十日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成三十年四月十日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上田清司

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額	年齢階層										
			二十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	四十五歳以上四十五歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上六十歳未満	五十五歳以上六十五歳未満	六十歳以上七十歳未満	
三、九三〇円	三、九三〇円	五、一四二円	六、三一三円	六、八一二円	七、〇二〇円	六、九二六円	六、六七三円	一九、二八六円	一一、三九三円	二三、二五七円	二四、八五九円	一九、七二六円	
一三、二八四円	一五、二九一円	一五、二九一円	一九、七二六円	二四、八五九円	二三、九〇五円	二一、三九三円	二一、二八六円	一九、二八六円	一一、三九三円	七、〇二〇円	六、九二六円	六、三一三円	
七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十五歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	四、七四八円	五、三七七円	六、三〇四円	五、九六七円
七十九歳以上	六十五歳以上八十五歳未満	六十歳以上七十歳未満	五十五歳以上六十五歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	一三、二八四円	一三、二八四円	一四、二五五円	一七、三五三円